

★年金

こんなときはどうなるの？

市には、国民年金について皆さんからさまざまな質問や問い合わせが寄せられています。今回はそれらの中で特に多いものについて紹介します。

Q1 現在勤めている会社を辞め、2カ月後に新しい会社に勤めることが決まっています。年金はどちらの会社でも厚生年金に加入となりますが、その間の2カ月間は国民年金に加入しなければならないのでしょうか？

また、国民年金保険料を2カ月分だけ納めても掛け捨てにはなりませんか？

A1 たとえ2カ月間であっても、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。保険料を納めた期間は将来もらえる年金のうち、老齢基礎年金の年金額の計算に算入されますので掛け捨てになることはありません。

Q2 最近結婚をして、厚生年金に加入している夫の扶養になりました。今まで国民年金を納めていましたが、何か届け出は必要でしょうか？

A2 国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。この届け出は配偶者の勤務先を通じて、健康保険の扶養の届け出と一緒にすることになっています。

また、国民健康保険に加入している人は、国民健康保険から脱退する手続きを市役所で行う必要があります。

第3号被保険者になると国民年金保険料を個人で納める必要がなくなります。

ただし、一度手続きをした後でも配偶者が転職する際に厚生年金の加入期間に1日でも空白が生じるケースや、本人が短期間だけ勤めた後に退職し、再び配偶者の扶養になるケースではその都度手続きが必要ですので注意しましょう。



会社を退職した際には、退職日の分かるものや年金手帳などを持って市役所保険年金課の窓口で加入手続きをしてください。

もし、扶養している配偶者がいる場合には、その配偶者と一緒に手続きをして国民年金保険料を納めていただくことになります。



Q3 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。わたしは55歳ですが、国民年金の届け出は必要ですか？

A3 市役所保険年金課の窓口で「種別変更」の届け出をしてください。

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入することになっています。その加入者は、第1号被保険者(学生および農業や自営業、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンの妻など)の3種類に分けられていて、種別が変わるときは届け出が必要です。

あなたの場合、ご主人が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることになります。納付には、手間なく納め忘れない「口座振替」や、まとめて前払いすると割引きされるお得な「前納」がありますのでご利用ください。